

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



県土整備部長賞

工 事 名 : 平成21年度交付建設2-46-2号

国道219号 広瀬バイパス 道路改良工事

施 工 者 : 株式会社 田村産業

工事概要 : 道路土工 V=14,829m³(プレロード盛土撤去)

ボックスカルバート L=20.0m(12.5×6.6m) ほか

発 注 者 : 宮崎土木事務所

取組の概要

軟弱地盤上に重量物を設置する工事であるため、地盤の沈下量管理が特に重要な工事でしたが、正確な管理が実施できるよう独自の工夫により品質の確保に努めました。

また、市道切替を1日で完了させるなど、道路利用者への影響を最小限に抑えるための配慮や、掲示板等を用いた地域住民への効果的な情報発信が評価されました。

12

2012.DEC

No.458

目 次

◇平成24年12月、平成25年1月の行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（11月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. (社)宮崎県建設業協会 永野征四郎会長「旭日小綬章」を受賞！	3
2. 第8回常務理事会を開催	4
3. 第8回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	5
4. 平成24年度建設雇用改善推進表彰式開催される	7
5. 建設雇用改善優良事業所県知事表彰に(株)桜木組が受賞！	7
6. 平成24年度現場見学会（雇用改善推進事業：入職促進事業）を実施	8
7. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について	10
8. 住宅セーフティネット整備推進事業について	11
9. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！	13
10. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！	14
◇雇用改善コーナー	
1. 宮崎県産業開発青年隊への求人申込みについて	15
2. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！	16
3. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金	17
◇協同組合	
1. 第30回九州各県建設業協同組合理事長並びに専務理事・事務局長研修会	19
2. 金融事業のご案内	20
◇技士会	
1. 「監理技術者講習」について	21
2. 平成24年度 第2回技術委員会の報告	21
◇建退共	
1. 被共済者の住所明記が義務づけられました！	22
2. ダウンロードできない様式について	22
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（10月分）	23
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（10月分）	23
◇建災防	
1. 「年末年始建設業労働災害防止強調運動」について！	24
2. 重大・死亡災害の情報について	26
◇火薬協会	
1. 平成24年度火薬類保安検査の実施について	27
2. 保安検査申請手続きについて	27
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（10月分）	28
2. 中間前払金制度のご案内	29
3. 保証ファクタリングのご案内	30
◇書籍等のご案内	
大成出版社からの書籍のご案内	31

平成24年12月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊦			
2	㊧			
3	月		基金三井住友信託銀行年金セミナー（福岡）	
4	火		職長・安全衛生責任者教育（5日まで清武）	
5	水			
6	木	九州建設業協会総務・経理担当職員研修会（沖縄）	建災防木造建築パトロール	火薬類保安講習（宮崎）
7	金			
8	㊦			
9	㊧			
10	月			
11	火			
12	水	宮崎県建設業協会常務理事会及び県土整備部との意見交換会	基金三菱UFJ信託銀行説明会（福岡）	
13	木		基金三井住友信託銀行資産運用セミナー（福岡）	
14	金		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（15日まで延岡） 防災団体連絡協議会（宮崎）	
15	㊦			
16	㊧			
17	月		基金納入告知書発送	
18	火			
19	水	全国技士会事務局長会議（東京）	基金九地協宮崎部会役員会・事務職員合同研修会（宮崎）	
20	木			
21	金		基金三井住友信託銀行平成25年度予算編成事務説明会（福岡）	
22	㊦	東九州自動車道開通式（都農～高鍋間）		
23	㊧	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	㊨	振替休日	振替休日	振替休日
25	火			
26	水			
27	木			
28	金	仕事納め	仕事納め	仕事納め
29	㊦			
30	㊧			
31	月			

平成25年 1 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	㊤			
2	水			
3	木			
4	金	仕事始め	仕事始め	仕事始め
5	㊤			
6	㊤			
7	月			
8	火			
9	水			
10	木	情報化施工と工事成績評定UPのポイントセミナー（都城）		
11	金	情報化施工と工事成績評定UPのポイントセミナー（延岡）	小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（12日まで清武）	
12	㊤			
13	㊤			
14	㊤	成人の日	成人の日	成人の日
15	火			
16	水		基金納入告知書発送	
17	木			
18	金	宮崎県建設業協会常務理事会及び県との 意見交換会	基金企業年金連合会九州地方協議会総会（福岡） 車両系建設機械（整地・掘削） 運転技能講習（19日まで清武）	
19	㊤			
20	㊤			
21	月			
22	火			
23	水			
24	木			
25	金	建設産業人材確保・育成推進協議会全国 担当者会議（東京）	高所作業車運転技能講習 （27日まで延岡）	
26	㊤			
27	㊤			
28	月			
29	火			
30	水			
31	木		建災防九州・沖縄地区ブロック会議（福岡）	

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内(24.11月分)

【ホームページ】

項	目	所 管	形 式
1	24年度「宮崎開催」住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習 会のご案内	宮 崎 県 建 築 業 連 絡 協 議 会	html

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会 員 の 動 き (11月1日～30日)

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
日 南	若 松 建 設 (株)	代表者	渡 邊 和 子	渡 邊 秀 史
小 林	(有) 松 野 建 設	代表者	松 野 光 則	松 野 光 信
日 向	(有) 鈴 木 組	代表者	鈴 木 克 裕	鈴 木 美保子
延 岡	(株) 奈 須 組	代表者	奈 須 勇 一	奈 須 毅

【訂正】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(株) 栄 興 建 設	T E L F A X	0985 - 85 - 8889	0985 - 65 - 5988

※ 2012.11 月号に掲載

宮崎県建設業協会

1. (社)宮崎県建設業協会 永野征四郎会長 「旭日小綬章」を受賞！

去る11月3日（土）政府より平成24年度秋の叙勲受章者が発表され、建設業関係として(社)宮崎県建設業協会の永野征四郎会長（永野建設㈱代表取締役）が、顕著な功績を挙げた者に授与される建設業振興功勞としての「旭日小綬章」を受賞されました。叙勲伝達式は、11月7日（水）東京プリンスホテルで行われ、皇居にて天皇皇后両陛下に拝謁、お言葉を賜りました。

永野会長は、「口蹄疫等の災害発生時には、県内の建設業者が一体となって被害の拡大防止に取り組んできた。今回の叙勲は本県の建設業界全体で受賞したもの。」と喜びを語り、「県民の安全・安心を確保するために健全な社会資本の整備は必要。今後も建設業が良い方向に向かっていくよう尽力するとともに、後進の育成等にも努めていきたい。」と決意を新たにされました。

この栄えある受賞、誠におめでとうございます。



永野征四郎 氏

【功勞概要】

◇主な略歴

- | | | |
|-----------|----------------------|--------|
| 昭和50年 4 月 | 永野建設株式会社 代表取締役就任 | |
| | 現在に至る | |
| 平成10年 4 月 | 日南地区建設業協会会長就任 | |
| | 現在に至る | |
| 平成12年 5 月 | 社団法人宮崎県建設業協会副会長就任 | |
| 平成13年 4 月 | (社)熊本林業土木協会会長就任 | |
| | 現在に至る | |
| 平成17年 2 月 | (社)日本林業土木連合協会会長就任 | |
| | (2期3年) | |
| 平成20年 5 月 | 社団法人宮崎県建設業協会会長就任 | |
| | 現在に至る | |
| 平成22年 5 月 | 九州建設業協会会長就任 | (1期2年) |
| 平成22年 5 月 | 社団法人全国建設業協会副会長就任 | (1期2年) |
| 平成22年 5 月 | 社団法人全国建設産業団体連合会副会長就任 | (1期2年) |



叙勲伝達式

◇主な賞歴

- | | |
|-----------|---------------------|
| 平成7年 2 月 | 宮崎県知事表彰受賞（森林土木事業） |
| 平成16年 5 月 | 宮崎県知事表彰受賞（地域商工業振興） |
| 平成17年 7 月 | 国土交通大臣表彰受賞（建設業振興功勞） |
| 平成18年11月 | 黄綬褒章受章（建設業振興功勞） |
| 平成24年11月 | 旭日小綬章受賞（建設業振興功勞） |

2. 第8回常務理事会を開催

平成24年11月19日（月）午後1時30分、建設会館2階「委員会室」において、全役員出席のもと開会された。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料1に基づき説明を行い「入札制度改革前後の年齢別雇用状況等調査」アンケートについて、意見交換会の資料として県に提供することを諮り承認された。

常務理事から、意見交換会がマンネリ化して、本会から出された提案事項に対する県の回答も不十分であるため、県に対して対応を求めたいとの意見が出された。

その件については岡田専務が、事務局が年度末に意見交換会の検証を計画して県と打ち合わせをしたいと説明して承認された。

議題2 宮崎県議会への資料提出について

岡田専務が資料2に基づき、「入札制度改革についてのアンケート調査」と「入札制度改革前後の年齢別雇用状況等調査」の結果を宮崎県議会自民党会派への資料提供を諮ったところ承認された。

常務理事から、県議会だけでなく、知事とも直接意見交換会ができないかとの意見が出され、その件についても事務局が、県土整備部管理課と折衝することが承認された。

議題3 衆議院選挙推薦依頼状について

樫村事務局長が資料3に基づき、衆議院選挙立候補予定者から本会宛てに推薦依頼状が届いたことを報告して対応を諮ったところ、推薦は自民党候補者に限ること、3項目（①事業量増加②労務費調査見直し③歩掛り見直し）について政策協定を行うことの条件付きで推薦することが承認された。また、地区協会も同一对応を行うことが決定した。

議題4 労務費調査最終対策説明会の実施結果について

大谷課長が資料4に基づき、10月23日に労務費調査の最終説明会を実施したところ、国と県工事を受注した業者のうち80名が参加したことを報告した。

議題5 その他

(1) 九州地方整備局主催第1回WGの報告について

竹尾会長が、第1回WGは①防災協定②イメージアップ③書類の簡素化の3テーマについて、2月までに九地整で対応できるものと、国が対応するものとに纏めて、第2回WGで具体的に進展すること。また、WGに対して九地整の本気度が感じられたことが報告された。

(2) 金融円滑化法期限切れに伴うセミナー申込み状況報告について

標記セミナーについて、樫村事務局長が、本会会員から10社、建産連から3社、合計13社から申込みを受け付けていることを報告した。

(3) 日本一「宮崎牛」県民感謝祭について

樫村事務局長が資料5に基づき、11月23日（金）に県民感謝祭が開催されるため、本会から永野会長と事務局が参加することを報告して、各地区協会長の参加を案内した。

議題6 次回常務理事会の開催日について

前回の常務理事会で決定したとおり、次回の常務理事会は12月12日（水）に開催すること。1月は1月18日（金）に開催することが決定した。



第8回常任理事会

議題7 永野会長叙勲祝賀会について

川上副会長が発起人代表として、叙勲祝賀会の日時を衆議院選挙期間中であるので、12月12日（水）から12月20日（木）に延期したこと、案内状は合計754先に郵送すること、本会関係は、全協会員と地区協会の事務局長等で546名に案内するが、各地区協会の役員は参加していただきたい旨の依頼及び報告を行った。

以上、すべての議題を協議して終了した。

3. 第8回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成24年11月19日（月）午後3時00分、建設会館5階「会議室」において開催された。出席者は次のとおり。

◇県土整備部

管理課：江藤部参事兼課長、田村課長補佐、高妻主幹、串間主幹、宮田主査

技術企画課：前田課長、木下課長補佐、森主幹、原口主幹、岩切主幹、日高主査

◇宮崎県建設業協会

永野会長、山崎・川上・谷口副会長

淵上・林・仁科・河野・甲斐・竹尾常務理事

開会にあたり永野会長が「11月21日に定例県議会が開会されて、また、12月は衆議院選挙も行われるが、建設業に目を向けた国政と県政を期待したい。本日も有意義な意見交換会をお願いしたい。」と挨拶した。

続いて江藤管理課部参事兼課長より「11月県議会では公共事業に補正予算は付かない。また、国の予備費活用対策は防災と減災が目的のため、港湾と河川には追加内示があったが道路には付かなかった。第2弾の予備費活用対策で国交省に要望を出しているため期待したい。」と挨拶された。

議事に移り、前田技術企画課長が、資料に基づき提案事項の説明を行った。

総合評価落札方式の土木一式工事について、若手技術者を育成するために評価項目の「企業の取組」の「V Eの採用実績」を「若手技術者の育成」に置き換えて、平成25年度から全県一区により年間数件発注する予定であるが、協会としての意見を頂きたい旨説明。本提案については、12月の意見交換会で本会の意見を回答することになった。

永野会長が議長になり、意見交換会に移った。

本会から出された意見は次のとおり。

- ① 提案事項について、配置する若手技術者は現場代理人ではなく、現場技術者にしたらどうか。
- ② 提案事項について、若手技術者を配置できない業者は結局工事が取れないわけで、さらに2極化が進む。



永野会長挨拶



江藤課長挨拶

- ③ 提案事項について、技術評価を変えるだけではなく、若手が入職できるような総合的な改革が必要である。

本日土木農林・労務資材対策委員会が開催されて、出された意見として、

1) 労務費は国全体の問題であるが、県の現場担当者も職種を理解するよう指導いただきたい。

2) 林道工事において、杉等の伐採が必要な場合は、森林土木の歩掛りではなく、見積書を徴求してもらいたい。

3) 交通誘導員の人数を積算上の数量でしか見ない担

当者がいるため、実際の配置人数と違う。また、発注者が休日のとき誘導員は積算できないのはおかしい。

4) 産業廃棄物処理数量を撮影しても、担当者は数量が増えて当たり前の感覚であるため、マニフェスト伝票での精算をお願いしたい。

5) 特殊工事の最低保証数量を細分化してもらいたい。

6) 公共3部で工事の検査方法が違うため、検査を各部ごとに元に戻してもらいたい。

- ④ 過去の意見交換会で出された意見の回答を時限付きで頂きたい。

- ⑤ 産業開発青年隊について、土木専門の短期大学に認定してもらえたら有り難い。以前は県の直営だったため、県及び市町村は隊員を技術職として優先採用してもらいたい。

県の回答は次のとおり。(上記番号と下記番号は連動しておりません)

- ① 総合的な改革は必要であるが、早くやれることから着手したい。予定価格を引き上げる努力はしたい。

- ② 土木農林・労務資材対策委員会が出された意見の回答として、職種の間違いは、労務費調査に与える影響が大きいので、必ず現場で確認するように指導したい。

- ③ 見積もりをすることが基本であるため指導したい。

- ④ 現場において交通指導員が要なのか不要なのか、の中で判断したい。

- ⑤ マニフェスト伝票通りで指導したい。

- ⑥ 割り増しの話であるため、検討したい。

- ⑦ 検査基準が根本的に違う部分は統一することが困難。別々の部と一緒に評定して、検査担当者に内容の確認を行いバラツキの原因を直したい。

以上、意見交換会を終了した。



意見交換会①



意見交換会②



意見交換会③

4. 平成24年度建設雇用改善推進表彰式開催される

11月7日（水）、平成24年度建設雇用改善推進表彰式を、社団法人宮崎県建設業協会（以下、県協会）と宮崎県建設産業団体連合会（以下、建産連）の2者共催により、建設会館5階「会議室」において開催した。

まず始めに、川上県協会副会長（永野会長代読）より受賞者へ敬意と感謝を述べられ「建設業界は大変厳しい状況であるが、その厳しい状況においても、本日受賞される皆様方は、日頃から雇用の安定並びに改善に尽力され、他の模範となっている。今後も業界発展のため、尚一層励んでいただきたい。」と挨拶され、下記受賞者に対して、川上副会長並びに蒼森建産連副会長より、それぞれ表彰状と記念品が贈呈された。

この表彰は、国が定めている11月の建設雇用推進月間に併せて実施するものであり、建設労働者の雇用の改善に努力され、その成果を上げられた事業所並びに功績のあった功労者を表彰することにより、雇用改善の推進、雇用の安定の気運の醸成に資することを目的とした表彰である。

受賞者は次のとおり。

1 宮崎県建設業協会会長表彰

【優良事業所表彰】

(株) 淵上組	代表取締役	淵上 鉄一（小林市）
(株) 小倉組	代表取締役	小倉 雄二（国富町）
(株) 奈須建設	代表取締役	奈須 宏通（高千穂町）

【役員功労者表彰】

河野 義也	〔(株) 松浦建設(株) 代表取締役（串間市）〕
黒木 耕作	〔(株) 黒高組 代表取締役（日向市）〕
小野 年廣	〔(株) 東栄建設(株) 代表取締役（延岡市）〕

【若年功労者表彰】

菅原 大幸	〔(株) 岡崎組（宮崎市）〕
岡崎 優作	〔(有) 平部建設（日南市）〕
吉原 直弥	〔高野建設(株)（都城市）〕
河野 祐貴	〔河野建設(株)（西米良村）〕
押川 雅史	〔(株) 増田工務店（高鍋町）〕

2 宮崎県建設産業団体連合会会長表彰

【優良事業所表彰】

河野板金工業(有)	代表取締役	河野 清見（串間市）
(有) 福島測量設計調査事務所	代表取締役	福島 俊（西都市）

【役員功労者表彰】

松下 進一	〔(有) 松下建設 代表取締役（宮崎市）〕
濱砂 英雄	〔(有) 大東建築設計事務所 代表取締役（宮崎市）〕

5. 建設雇用改善優良事業所県知事表彰に(株)桜木組が受賞！

去る11月2日（金）に県庁知事室において、建設雇用改善優良事業所表彰が執り行われ、本会の理事である株式会社桜木組（代表取締役 櫻木博巳）が受賞され、河野県知事より、表彰状と記念品が贈られた。

この表彰は、建設労働者の雇用の改善等について、積極的な活動を展開し、その成果がみられる中小建設事業所に対し、その努力と功績をたたえとともに、これを県民一般に周知して建設労働者の雇用の改善に資することを目的とした表彰である。



川上副会長挨拶（会長代理）



優良事業所協会会長表彰



役員功労者協会会長表彰



若年功労者協会会長表彰



優良事業所・功労者連合会会長表彰



優良事業所県知事表彰

6. 平成24年度現場見学会（雇用改善推進事業：入職促進事業）を実施

本会主催による現場見学会を、関係機関、建設業者の協力を得て、県内工業系高等学校の1年生を対象に、11月12日から20日にかけて実施（都城工業高等学校の1年生は7月16日（水）に実施）した。3校の生徒ら総勢121名が5現場（受入先7社）見学し、ものづくりの魅力を肌で感じ取っていた。新相生橋上部工事の現場においては、現場の計らいにより、鉄筋の結束作業を生徒全員に体験させ、生徒は作業に夢中になっているのが伺え、貴重な体験となった。

現場見学会は、基幹産業としての建設業の活動状況、魅力等について、高等学校等の生徒、生徒の保護者及び教師に地域社会の建設現場等を実地に見学してもらい、建設業への理解を深めながら少子、高齢化社会への若年建設従事者の入職や定着促進を図ることを目的として平成3年から実施しているものである。

見学先については、下記のとおり。

現場見学会（日向工業高等学校）

1. 実施高校 日向工業高等学校 建築科 1年生 40名（うち女子0名）教師 2名
2. 実施日 平成24年11月12日（月）
3. 見学先

①宮崎商業高校武道場建設主体工事

- ・施工業者 (株)桑原建設
- ・発注先 宮崎県県土整備部営繕課



現場1 宮崎商業高校武道場建設工事①



現場2 宮崎商業高校武道場建設工事②

現場見学会（宮崎工業高等学校）

1. 実施高校 宮崎工業高等学校 建築科 1年生 40名（うち女子7名）教師 3名
2. 実施日 平成24年11月15日（木）
3. 見学先

①児湯るびなす支援学校高等部校舎棟建設主体工事

- ・施工業者 (株)志多組
- ・発注先 宮崎県県土整備部営繕課



現場3 児湯るびなす校舎棟建設主体工事①



現場4 児湯るびなす校舎棟建設主体工事②



現場5 児湯るびなす校舎棟建設主体工事③



現場6 宮崎商業高校武道場建設主体工事

②宮崎商業高校武道場建設主体工事

- ・施工業者 (株)桑原建設
- ・発注先 宮崎県県土整備部営繕課

現場見学会（宮崎農業高等学校）

1. 実施高校

宮崎農業高等学校 環境システム科 1年生 40名（うち女子1名）教師 2名

2. 実施日 平成24年11月20日（火）

3. 見学先

①東九州自動車道芳ノ元トンネル工事（芳ノ元排水トンネル新設工事）

- ・施工業者 五洋建設㈱（梅林建設㈱）
- ・発注先 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所）



現場 7 芳ノ元トンネル工事①



現場 8 芳ノ元トンネル工事②



現場 9 芳ノ元トンネル工事③

②ランバー宮崎協同組合

木造住宅構造材のCADシステムによる加工等の見学



現場 10 ランバー宮崎①



現場 11 ランバー宮崎②



現場 12 ランバー宮崎③

③宮崎西環状線松橋工区(仮称)新相生橋上部(P1張出)工事

- ・施工業者 ピーエス三菱・山崎・岡崎特定JV
- ・発注先 宮崎県県土整備部宮崎土木事務所



現場 13 新相生橋上部工事①(全体説明)



現場 14 新相生橋上部工事②(全体説明)



現場 15 新相生橋上部工事③(鉄筋結束作業説明)



現場 16 新相生橋上部工事④(鉄筋結束作業実技)



現場 17 新相生橋上部工事⑤(記念撮影)



現場 18 新相生橋上部工事⑥(集合写真)

7. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成25年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
募集定員	課 程	定 員		
	施工管理課程	40名(男・女)		
	専攻課程	20名(男・女)		
	計	60名(男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24名 専攻課程 12名)	平成24年 10月6日(土)	平成24年 10月12日(金)	平成24年 9月10日(月) } 平成24年10月1日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
一般選考試験 Ⅰ	平成24年 11月24日(土)	平成24年 11月30日(金)	平成24年11月1日(木) } 平成24年11月19日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
一般選考試験 Ⅱ	平成25年 2月9日(土)	平成25年 2月15日(金)	平成25年 1月15日(火) } 平成25年 2月4日(月)	〃
一般選考試験 Ⅲ	平成25年 3月22日(金)	平成25年 3月25日(月)	平成25年 3月4日(月) } 平成25年 3月18日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要(各会場共通)

推薦選考試験		一般選考試験	
受付	10:00～10:20	受付	10:00～10:20
説明	10:20～10:30	説明	10:20～10:30
面接	10:30～(1人10分程度)	作文	10:30～11:30
		面接	11:40～(1人10分程度)

◎応募資格Ⅰ(入隊資格)【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。

昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者(平成25年4月1日現在で、18歳以上30歳以下)】

1 施工管理課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格Ⅱ(選抜方法)

1 推薦選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。
- 2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が95%以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

8. 住宅セーフティネット整備推進事業について

民間住宅活用型 住宅セーフティネット整備推進事業

平成24年度
国庫補助事業

「住宅セーフティネット整備推進事業」は、既存の民間賃貸住宅の質の向上と、空家を有効に活用することにより住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある民間住宅の改修工事に要する費用の一部を国が直接補助するものです。

住宅セーフティネット整備推進事業の要件について

補助を受けるための主な要件は以下の通りです。

1. 対象住宅

補助対象となる住宅は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組む地方公共団体との連携が図られる区域内※で、1戸以上の空家（改修工事着工時点で入居者募集から3ヶ月以上人が居住していないもの）があること（戸建て・共同住宅は問わない）
 - ② 改修工事後に賃貸住宅として管理すること
 - ③ 原則として空家の床面積が25㎡以上であること
 - ④ 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有するものであること 等
- ※区域については、裏面に掲載しているホームページでご確認ください。

2. 改修工事について

対象となる改修工事は、空家部分又は共用部分における「耐震改修工事」「バリアフリー改修工事」又は「省エネルギー改修工事」のいずれかを含む工事です。

工事種別	概要
耐震改修工事	現行の耐震基準に適合させる改修工事
バリアフリー改修工事	「手すりの設置」「段差の解消」「廊下幅等の拡張」「エレベーターの設置」のいずれかの工事
省エネルギー改修工事	「窓の断熱改修」「外壁、屋根・天井又は床の断熱改修」「太陽熱利用システム設置」「節水型トイレ設置」「高断熱浴槽設置」のいずれかの工事

3. 改修工事後の賃貸住宅の管理について

改修工事を実施した賃貸住宅については、10年間は次の(1)～(5)等に従い管理することが必要です。（住宅の所有者が賃貸人でない場合は転貸人と確認書を取り交わすことが必要）

- (1) 改修工事後の最初の入居者を住宅確保要配慮者（下記の①～⑤に該当する者）とすること（募集を開始してから3ヶ月以上の間入居者を確保できない場合は、そのほかの者を入居させることも可能です。）
 - (2) 住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
 - (3) 地方公共団体又は居住支援協議会から要請を受けた場合、当該要請に係る者を優先的に入居させるよう努めること
 - (4) 災害時において被災者の利用のために提供する対象となる住宅であること
 - (5) 改修工事後の家賃について、都道府県ごとに定められる家賃上限額を超えないこと 等
- （例：東京都 111,000円、大阪府 106,000円、愛知県 94,000円）

住宅確保要配慮者

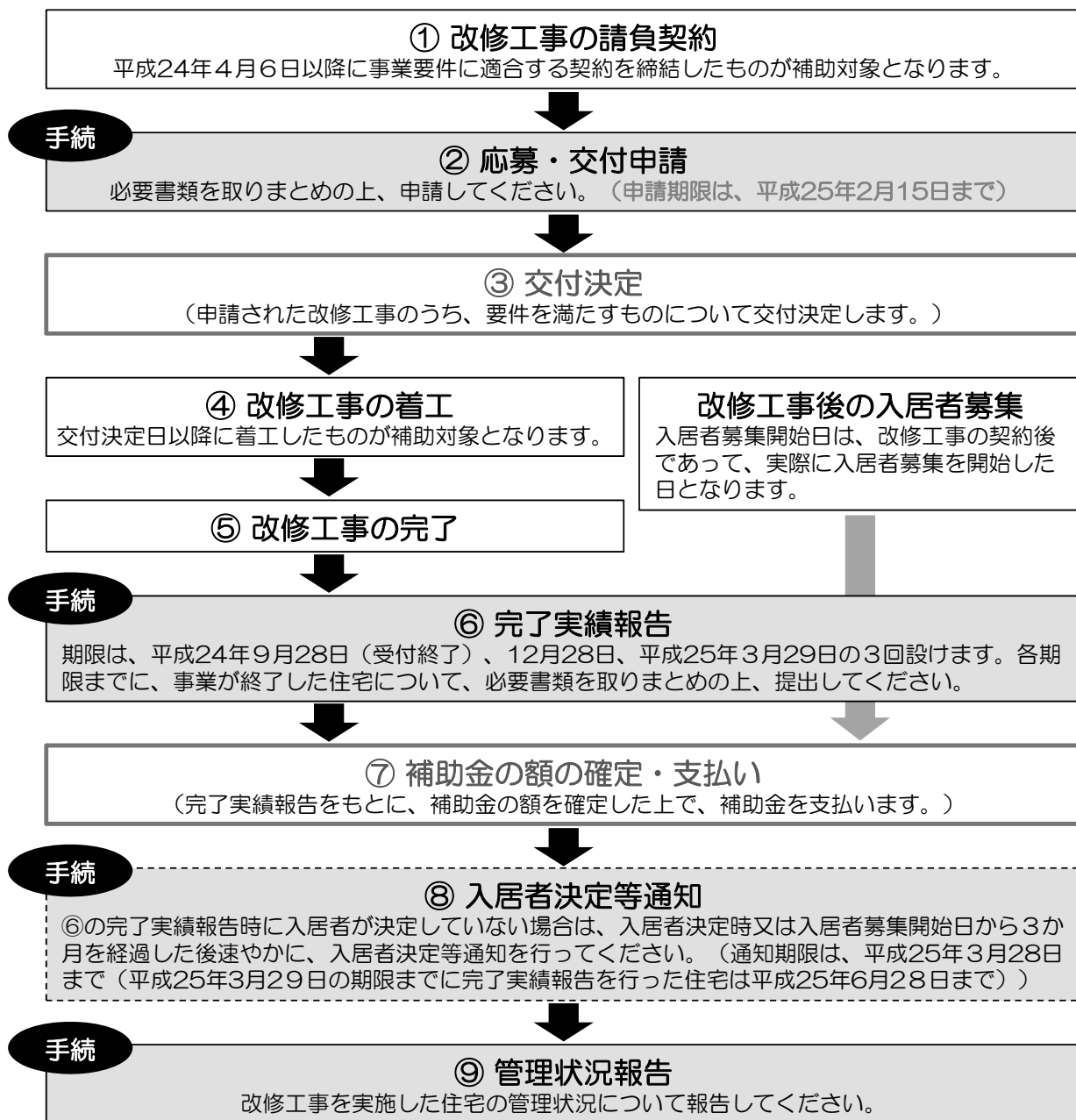
- ① 高齢者世帯 ② 障がい者等世帯 ③ 子育て世帯 ④ 所得が214,000円を超えない者
 - ⑤ 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯
- ① 高齢者世帯：60歳以上の単身の者、60歳以上の者とその配偶者等
② 障がい者等世帯：入居者又は同居者に身体障がい者、精神障がい者等がいる世帯 ③ 子育て世帯：同居者に18歳未満の者がいる世帯
④ 所得が214,000円を超えない者：所得とは、年間の所得金額から扶養親族控除などを控除した額を12で除した額です。世帯構成等により異なりますが、単身世帯の場合は年収約380万円以下、2人世帯（うち1名は扶養親族）の場合は年収約430万円以下がおおよその目安となります。
⑤ 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画に定めるもの

補助金の額、補助率について

【改修工事あたり補助額】改修工事費用の1／3（空家戸数×100万円を限度とします。）
※空家部分については、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事の費用のみが補助対象です。

事業の実施方法・進め方

事業の流れは以下のとおりです。補助事業者は、「手順」と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。



問い合わせ先・応募・交付申請書類の提出先

名称：民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室
(平成24年5月25日から申請受付開始)

住所：〒103-0027

東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル5F

電話：03-6214-5690

[受付：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00]

ホームページ：<http://www.minkan-safety-net.jp>

「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」と検索して下さい。

9. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

下請債権保全支援事業

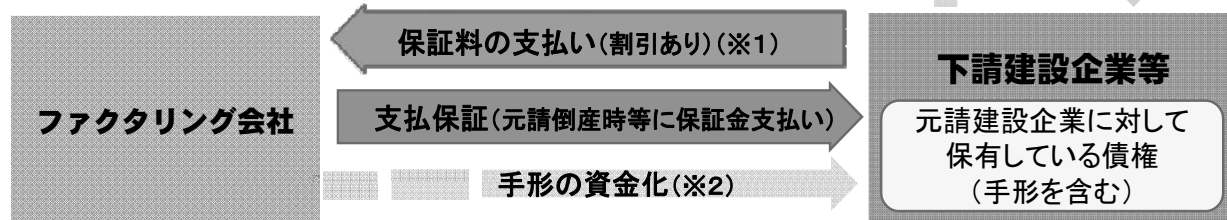
(債権支払保証事業)



下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。
なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階から保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



(※1) 保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。

保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2) 一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社(順不同・随時更新)

北保証サービス株式会社(*・枠)	011-241-8654
みずほファクター株式会社(枠)	03-3286-2260
昭和リース株式会社(*・枠)	03-4284-1250
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス(*・枠)	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠)	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社(枠)	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社(枠)	03-5209-6740
オリックス株式会社(*・枠)	06-6578-1650
株式会社建設総合サービス(*・枠)	06-6543-2843

(*) 手形の資金化に対応しているファクタリング会社

(枠) 枠保証に対応するファクタリング会社

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

10. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

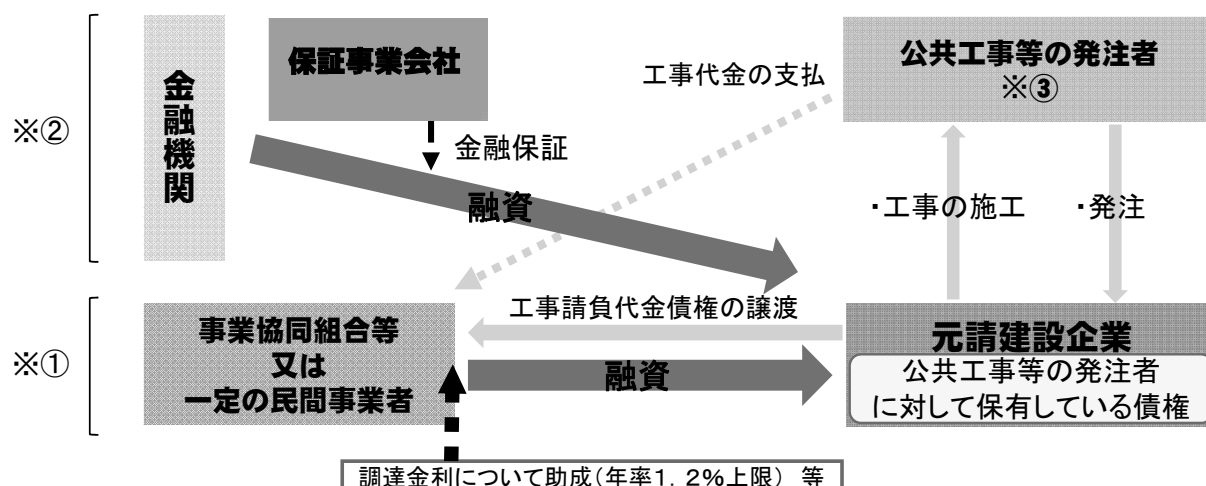
地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)

※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について

北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2944
(順不同)	

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

2. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
 - ・ 障害者雇用状況の報告
 - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出
- など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(LL240620障01)

3. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金

平成24年4月1日現在

1. 労働者を新たに雇い入れる場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
特定就職困難者雇用開発助成金 (特定求職者雇用開発助成金)	障害者、高齢者(60～64歳)等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき、90万円(短時間労働者※)は60万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき、240万円(短時間労働者※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
高齢者雇用開発特別奨励金 (特定求職者雇用開発助成金)	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により所定労働時間が週20時間以上の1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円(短時間労働者※)は60万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成	【期間の定めのない雇用の場合】 対象者1人につき、100万円 【有期雇用の場合】 対象者1人につき、50万円	都道府県労働局 ハローワーク
試行雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等についてトライアル雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額4万円(最長3か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人又は被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、正規雇用した事業主に対して助成	対象者1人につき、100万円(1事業所につき1人まで)、震災特例の場合120万円(1事業所につき震災特例対象者10人まで)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた事業主に対して助成	【有期雇用期間】 対象者1人につき、月額10万円(最長3か月間) 【有期雇用終了後に正規雇用に移行させた場合】 対象者1人につき、50万円(震災特例の場合60万円)	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者についてステップアップ雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額2万5千円(最長12か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
発達障害者雇用開発助成金	発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させ、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った場合に助成	【精神障害者支援専門家活用奨励金】 専門家の雇入れ1人につき180万円(短時間労働者は120万円)(ただし、賃金額が上限) 専門家の委嘱1回につき1万円(1年間24回を上限) 【社内精神障害者支援専門家養成奨励金】 精神保健福祉士等の受験資格を得る講習に要した費用の2/3(上限50万円) 【社内理解促進奨励金】 精神障害者の支援に関する知識を習得する講習に要した費用の1/2(1回あたり上限5万円) 【ピアサポート体制整備奨励金】 社内の精神障害者を精神障害者の雇用管理に関する業務の担当者として配置した場合5万	都道府県労働局 ハローワーク
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に助成	対象者1人目を雇用した場合に限り、100万円	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出等の基盤となる人材を雇い入れた場合に助成	対象者1人につき、140万円、最大5人まで。	都道府県労働局 ハローワーク

2. 労働者の雇用を維持する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の4/5 (教育訓練を行った場合は訓練費を上乗せ) 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の4/5	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業定年引上げ等奨励金	65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年のための廃止等を実施した中小企業事業主に対して助成	企業規模や導入した制度に応じ、20～120万円を支給	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)

3. 再就職支援等を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高齢者等のうち、再就職を希望する方に求職活動等のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した中小企業事業主に対して助成	委託費用の1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3) 上限40万円、300人分を限度	都道府県労働局 ハローワーク

平成 24 年 4 月 1 日現在

4. 労働者の能力開発を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者を対象として、職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対して、資金及び訓練経費の一部を助成	【労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/3 短時間労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/2 労働者の自発的な職業訓練に要した経費・資金の1/2 (注)東日本大震災復興対策の特例措置が適用される場合は、助成率が異なります。 【認定中小企業等(中小労働法)の事業主が労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 職業訓練等に要した経費・資金の1/2 (労働者の自発的な職業能力開発については1/2を助成)	都道府県労働局
成長分野等人材育成支援事業	健康、環境分野等の事業を行う事業主が、期間の定めない労働者の雇入れ等を行い、OJTを実施した場合に、訓練費の実費相当を支給 (震災対応分) 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合に、業種を問わず訓練費を助成(OJTも助成対象) (県外高度訓練(震災対応)分) 被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、事業主が負担した受講料や住居費の一部を助成。 (移籍特例分) 健康、環境分野等の事業を行う事業主が、健康、環境分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、職業訓練を行う場合に、OJTも含めて訓練費を助成	1訓練コースにつき、対象労働者1人当たり20万円を上限として支給 (中小企業が大学院を利用した場合には、上限額が50万円) (震災対応分) OJTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOJTで利用した場合には、上限額が50万円 (県外高度訓練分) 授業料等の実費相当及び住居費の3分の2を助成。 1人あたり90万円(授業料等50万円、住居費40万円)を1年間の上限。 (移籍特例分) OJTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOJTで利用した場合には、上限額が50万円	都道府県労働局 ハローワーク

5. 労働者の雇用管理改善を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
均衡待遇・正社員化推進奨励金	事業主が、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度等、パートタイム労働者又は有期契約労働者と正社員との均衡待遇推進等のために制度を導入・運用し、制度の対象者が出た場合に助成	【正社員転換制度を導入した場合】 ・新たに転換制度を導入し、実際に1人以上転換した場合、一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) ・制度導入から2年以内に2人以上転換した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小企業事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小企業事業主には30万円) 【共通の処遇制度を導入した場合】 一事業主当たり50万円(中小企業事業主には60万円) 【共通の教育訓練制度を導入した場合】 一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) 【短時間正社員制度を導入した場合】 ・新たに制度を導入し、1人以上の支給対象労働者に適用した場合、一事業主当たり30万円(中小規模事業主には40万円) ・制度導入から5年以内に、2人以上に適用した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小規模事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小規模事業主には30万円)	都道府県労働局

6. 仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
両立支援助成金	一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築若しくは建て替え又は保育用具の購入を行った事業主又は事業主団体に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給するとともに、子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、子育て期短時間勤務支援助成金を支給する。	【事業所内労働者のための保育施設を設置・運営した場合等】 設置に要する費用の2/3(2,300万円限度) 運営に要する費用の1～5年目2/3、6～10年目1/3(運営形態等により限度額を設定) 増築又は建替えに要する費用の1/2(増築1,150万円限度、建替え2,300万円限度) 保育用具等購入に要する費用から自己負担金10万円を控除した額(40万円限度) 【子育て期(子が小学校3年生まで)の労働者が利用できる短時間勤務制度(1日の所定労働時間を短縮する制度等)の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合】 100人以下企業 1人目40万円、2～5人目15万円 101人以上企業 1人目30万円、2～10人目10万円	都道府県労働局
中小企業両立支援助成金	働き続けながら子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等	【育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合】 15万円 【育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようにプログラムを実施した場合】 1人当たり21万円限度 【育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続雇用し、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施した場合】 1人目40万円、2～5人目15万円 【初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以降に出た事業主が一定の要件を備えた育児休業を実施した場合】 1人目70万円、2～5人目50万円	都道府県労働局

7. 労働条件の改善に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
介護労働環境向上奨励金	【介護福祉機器等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成 【雇用管理制度等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、雇用管理制度等を導入し、適切かつ効果的に実施した場合に費用の一部を助成	【介護福祉機器等助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2(1事業主あたりの上限は300万円) 【雇用管理制度等助成】 導入した制度等の導入に要した費用の1/2(導入する制度の内容ごとに上限額を設定。1事業主あたりの上限は100万円)	都道府県労働局 ハローワーク

8. 中小企業を創業する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
地域再生中小企業創業助成金 (地域雇用開発助成金)	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業し、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として2人以上雇い入れた事業主に対する助成	【10道県:北海道、青森、岩手、秋田、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄県】 創業経費の合計額の1/2を支給、雇入れ奨励金として1人当たり60万円を支給(100人分まで限度)。 【11県:宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀及び大分県】 創業経費の合計額の1/3を支給、雇入れ奨励金として1人当たり30万円を支給(100人分まで限度)。	道県労働局 ハローワーク

(注1)各助成金には、それぞれ受給するための要件があります。また、受給できる金額には、上限がある場合があります。詳しくは、上記の各問合せ先にご確認ください。
(注2)中小企業向けの助成金はこれ以外にもあります。詳しくは都道府県労働局・ハローワークにご確認ください。

協 同 組 合

1. 第30回九州各県建設業協同組合理事長並びに専務理事・事務局長研修会

10月24日（水）15時より、宮崎観光ホテル東館2階「大虹の間」において、当組合主催での研修会が開催されました。

この研修会は来賓を招き、九州各県の組合（連合会）での問題点や事業等での意見交換を目的として開催されました。

会は、林理事長の挨拶で始まり、その後研修会が行われました。

来賓及び研修内容は、次のとおりです。

1. 来 賓

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課
国土交通省 九州地方整備局 建政部
一般財団法人 建設業振興基金
全国建設業協同組合連合会

2. 研修事項

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課
「最近の建設業を巡る動きについて」
一般財団法人 建設業振興基金
「債務保証事業について」
全国建設業協同組合連合会
「全国建設業協同組合連合会の活動状況について」



2. 金融事業のご案内

1. 建設工事資金融資制度の概要・流れ

利用できる対象工事

県（特定・経常 J Vを含む）・市町村・公社等
国・公団・事業団等 } の発注した公共工事

- ① 元請が、発注者から将来受け取る工事請負代金の債権を協同組合に譲渡する。
- ② 元請が、発注者に対して債権譲渡の承諾申請を行う。
- ③ 元請が工事請負代金の債権を協同組合に譲渡することに対し、発注者が承諾を行う。
- ④ 協同組合は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。
- ⑤ 協同組合は、発注者に対して譲り受けた工事請負代金の請求をする。
- ⑥ 発注者は、債権譲受人である協同組合に工事代金を支払う。

2. 制度の手続き

- 所定の債権譲渡契約書、借入申込書等を提出していただくだけです。
必要書類用紙は、各地区（市）建設業協会にございます。
- 貸付金利は、貸付け金額に応じ、年 2.2 %～2.85 %です。
※事務手数料 0.07 %～0.15 %が加算されます。金利は情勢により変動します。

貸 付 金 額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	1 億円超
金 利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

3. 制度の特色

- *早い 借入申込後、数日で貸付けが受けられます。
- *便利 出来高の範囲内で、必要な時に必要な額を何度でも貸付が受けられます。

県・宮崎市・串間市・小林市・えびの市
上記の発注工事については保証人不要です。
県発注の手続き書類と同様になります。（工事履行報告書の提出が必須。）

H Pにも詳しく記載しています。ご不明な点等がございましたらお問合せください。

宮崎県建設事業協同組合

〒 880-0805 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 9 - 1 9 宮崎県建設会館 2 階
TEL.0985-23-3691 FAX.0985-23-3599
URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

技 士 会

1. 「監理技術者講習」について

平成24年度宮崎地区での(一社)全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は終了しました。

「監理技術者講習」につきましては、平成22年5月の「事業仕分け」において、「監理技術者資格者証」の交付の廃止と義務として「監理技術者講習」の廃止が出されました。

これを受けて国交省は「技術者制度検討会」を設置して技術者制度のあり方全般について検討を行い、必要な資格等を有し雇用関係の明確な技術者を専任制も含めて発注者が容易にアクセスし確認できるしくみとして「技術者データベース」の整備を打ち出しています。

この技術者データベースには、今まで「監理技術者資格者証」に記載されていた項目のほか、過去の工事实績や海外工事の実績、民間資格や継続教育（CPD）の記録なども含めることのほか、主任技術者についても任意ではあるが、登録することなどが検討されることになっています。

今後さらに検討され、その後「建設業法の改正」を経て新たな技術者制度として施行されるまでは、(一社)全国土木施工管理技士会連合会は平成25年度も引き続き、監理技術者講習を実施していきます。

宮崎での開催は、5月、8月、11月の3回、会場は宮崎県建設会館で計画します。

2. 平成24年度 第2回技術委員会の報告

今年度の第2回技術委員会を平成24年10月16日(火)開催しました。今年度のテーマは、平成21年3月に刊行されました「土木工事質疑応答集の実効性について」でした。この本が刊行されてから共通仕様書や管理基準の変更、工事書類簡素化によりまして、内容が一部現実にそぐわないものもでてきております。また、県から回答いただいた項目が現場で実際に運用されているかを再確認したいと思っております。質疑応答集につきましては、国から県の公共3部にわたり多岐の項目について記載されておりますが、まずは、県土整備部分の138項目につきまして見直しをしたいと思います。技術委員が支部に持ち帰って検討することになりましたので、各支部の委員の皆様におかれましては検討方よろしくお願い申し上げます。

建 退 共

1. 被共済者の住所明記が義務づけられました！

建退共の被共済者の皆様に退職金を確実に受け取っていただくため、施行規則が改正され、共済手帳の申請、更新時に被共済者の住所が必須の記載事項となりました。

したがって、旧申請書（複写式）の様式では申請できませんのでご注意ください。

※住所記載が必要な申請書

- ・「共済手帳申込書」（最初の手帳申込書）様式 0 0 2 号
- ・「掛金助成手帳証紙貼付満了による更新申請書」（2冊目への手帳更新）様式 0 0 6 号
- ・「証紙貼付満了による手帳更新申請書」（3冊目以降への手帳更新）様式 0 0 5 号

※建退共に関する申請様式の多くは、インターネットでダウンロードできます！

＝ダウンロードの方法＝

- ・検索サイトに【建退共】と入力します。
- ・“建設業退職金共済事業本部トップページ”を開いて「ダウンロード」を選択し、「1. 各種申請書」の中から必要とする様式と、その記入例をダウンロードすることができます。

※上記の共済手帳申込書、更新申請書については、パソコンで氏名、住所などを直接入力できる様式もあります。

2. ダウンロードできない様式について

次の様式はダウンロードできませんので、お近くの地区建設業協会または宮崎県支部で受け取ってください。

※住所等をご連絡いただければ、宮崎県支部から郵送します。

○『退職金請求書』（様式 0 0 7 号）

- ・薄い黄色の用紙で、2枚目に記入例があります。
- ・請求できるのは、本人（または遺族）のみです。請求書に、銀行で振込口座の確認印を受け、住民票を添付して提出してください。
- ・振り込みは、宮崎県支部から東京本部へ手続きしてから約一か月後です。

○『加入・履行証明書』（経営事項審査申請用、入札参加資格申請用の2種類）

- ・2枚複写となっています。
- ・発行手数料は200円（郵送の場合は小為替）です。
- ・手続きする際の添付書類
共済手帳受払簿、共済証紙受払簿、掛金収納書（銀行確認）の写し
証紙受領書の写し（元、下請間で受け渡しがある場合）
郵送で申請する場合は返信用封筒（大きさに応じた切手を貼付してください。）

※ご注意

手帳の更新が適正に行われていない場合や、添付書類がそろっていない場合は、証明書の発行はできません。

3. 建退共宮崎県支部取扱状況（10月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (9月の状況)
9月末計	社 3,067	名 47,604	前年度累計	冊 391,458	件 44,192	千円 26,232,759	千円 112,514,713
加 入	2	128	当 月 分	726	87	61,006	68,864
脱 退	25	111	24 年 度 分	4,957	820	707,270	308,371
10月末計	3,044	47,621	累 計	396,415	45,012	26,940,029	112,823,084

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（10月分）

1. 適 用

(平成24年10月末現在)

設 立 事 業 所 数	加 入 員 数		
	男	女	計
310 社	3,592	554	4,146

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成24年度）

(金額：円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	26	8,261,500	202	58,473,400
	失 権 者	16	2,538,000	68	9,798,100
選 択 一 時 金		13	9,814,000	61	43,224,500
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		24	3,224,400	168	23,357,800
遺 族 一 時 金		0	0	3	403,000

(2) 年金受給権者数

(金額：円)

件 数	年 金 額	内 訳					
		全 額 支 給		一 部 支 給		全 額 停 止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,827	1,218,030,600	5,730	1,171,356,400	42	25,939,100	55	20,735,100

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	13,082,648,551 円
----------	------------------

建 災 防

1. 「年末年始建設業労働災害防止強調運動」について！

公共工事等の最盛期で労働災害の多発が懸念される年末年始の祝祭日をはさんだ（平成24年12月1日～平成25年1月31日）を「年末年始建設業労働災害防止強調運動実施期間」と定めて宮崎労働局、国、宮崎県とともに建災防宮崎県支部が実施機関として「労働災害防止の徹底」を図るための運動を展開するものです。

会員各位におかれましては、「年末年始建設業労働災害防止強調実施期間実施事項」に基づいた安全衛生教育及び経営首脳による安全パトロール等を実施され「店社及び現場の安全衛生水準の向上」を図って頂くようお願いします。

1 目 的

宮崎県内の建設業における死亡災害は、長期的にみて年々減少傾向にあり、平成15年度を初年度とする宮崎労働局第10次労働災害防止推進計画（以下「第10次防」という。）期間中の死亡者数は33人であるところ、平成20年度を初年度とする宮崎労働局第11次労働災害防止推進計画（以下「第11次防」という。）期間中の死亡者数は9人（平成24年10月末現在、以下同じ。）と、大幅に減少している。また、同様に、休業4日以上死傷災害についても、第10次防期間中の1,327人が、第11次防期間中においては981人と大幅に減少しているところである。

しかしながら、本年についてみると、死亡災害は1件にとどまっているものの、休業4日以上死傷者数は153人と、前年同期と比較して約28%増加している状況にある。また、建設業における労働災害は、製造業に次いで多く発生し、全産業の約20%を占め、他産業と比較して、死亡災害や重大災害の発生率も高くなっていることから、産業全体の労働災害の増加に歯止めをかける意味においても、建設業における労働災害防止対策を積極的に推進することが重要である。

また、県内の建設工事現場においては、墜落・転落災害及び建設重機（車両系建設機械、移動式クレーン等）による災害が増加している。それぞれの災害の最近の特徴としては、墜落・転落災害は、足場からの墜落・転落に加え、スレート、波板等の踏み抜きや屋根、梁、桁等からの墜落・転落災害が増加、建設重機による災害は、資材搬入の時の移動式クレーンによる災害、ドラグ・ショベルとの接触による災害が増加している。とりわけ、建設重機による災害においては、経験5年以上を有する中高年齢層の労働者が被災する割合が増加している。

特に、年末から年度末の工事完了を急ぐ時期においては、労働災害の多発が懸念されることから、本年の労働災害傾向を踏まえた安全管理への一層の取組が重要となっている。

以上から、年末・年始時期を中心とした12月1日から1月31日までの期間、関係行政機関、労働災害防止団体及び事業者が一体となって、下記4の重点事項を中心とした労働災害防止活動を積極的に推進し、もって建設労働災害防止の徹底を図る。

2 実施期間

平成24年12月1日から平成25年1月31日

3 主唱者

◎ 厚生労働省宮崎労働局

（宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署）

◎ 国土交通省九州地方整備局

(宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所)

- ◎ 農林水産省九州農政局（尾鈴農業水利事業所、西諸農業水利事業所）
- ◎ 宮崎県（県土整備部、農政水産部、環境森林部、宮崎県企業局）
- ◎ 建設業労働災害防止協会宮崎県支部
- ◎ 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

4 重点事項

(1) 安全管理体制の整備等

- ・統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任と的確な職務の推進
- ・安全衛生教育の推進
- ・車両系建設機械の運転等の就業制限業務に係る資格確認の徹底
- ・「現場代理人による『安全現場宣言運動』」への取組

(2) 墜落・転落災害防止対策

ア 足場からの墜落・転落災害防止対策

- ・法令等に基づく墜落防止措置を講じた足場の設置
- ・足場の組立て等作業主任者の選任と的確な職務の遂行
- ・法令に適合した昇降設備の設置及びはしご・脚立の適正使用

イ 屋根、母屋、梁、桁等からの墜落・転落災害防止対策

- ・屋根等で足場を設置できない場所での墜落防止措置（親綱設置と安全帯使用）の徹底

(3) 建設重機災害防止対策

- ・有資格者による運転操作の徹底
- ・建設重機の転落、転倒防止対策（路肩等における誘導者の配置等）の徹底
- ・建設重機との接触防止措置の徹底（危険箇所への立入禁止、誘導者の配置、合図の徹底等）
- ・主たる用途以外の使用制限の遵守
- ・転倒時保護構造を有する車両系建設機械の導入及び当該機械運転中のシートベルト着用の推進

(4) 崩壊・倒壊災害防止対策

- ・地山掘削作業における作業計画の作成及び計画に基づく掘削作業の実施
- ・地山掘削作業における掘削面のこう配基準の厳守
- ・地山掘削作業主任者の選任と的確な職務の遂行
- ・土止め支保工の適切な組立て及び点検の実施

5 主唱者の実施事項

(1) 主唱者の連携による実施事項

- ・建設工事現場への合同安全パトロールによる指導

(2) 関係行政機関及び団体の実施事項

① 厚生労働省宮崎労働局

(宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署)

- ・集中的な監督指導等の実施
- ・ホームページの活用等による建設労働災害防止対策の周知・啓発

② 建設工事発注機関

◎ 国土交通省九州地方整備局

(宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所)

◎ 農林水産省九州農政局（尾鈴農業水利事業所、西諸農業水利事業所）

◎ 宮崎県（県土整備部、農政水産部、環境森林部、宮崎県企業局）

- ・工事施工計画段階における安全管理対策の確認及び指導
- ・現場担当者による安全管理状況の確認及び指導

- ・災害発生時の緊急連絡体制の確立及び避難訓練の実施状況の確認

③ 労働災害防止団体

◎ 建設業労働災害防止協会宮崎県支部

- ・会員事業者に対する建設労働災害防止対策の要請
- ・労働災害事例等の情報提供及びリーフレット等の配布

◎ (公社) 建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

- ・特定自主検査業者の検査時等における災害事例等の情報提供及びリーフレットの配布等による啓発
- ・会員事業場等が実施する車両系建設機械に係る安全教育に対する援助

6 事業場の実施事項

- ① 現場代理人等を中心とした現場での安全衛生活動の充実
- ② 経営首脳等による現場パトロールの実施
- ③ 安全衛生教育の実施
- ④ 建設三大災害（墜落・転落災害、重機災害、崩壊・倒壊災害）防止対策の徹底
- ⑤ ハーネス型安全帯の導入
- ⑥ 「現場代理人による『安全現場宣言』運動」の取組

7 車両系建設機械等貸与者の実施事項

- ① 車両系建設機械、移動式クレーン及び高所作業車等の貸与時における技能講習修了証の確認
- ② 労働災害事例等の情報提供、リーフレットの配布等による啓発

8 その他

- (1) 事務局は宮崎労働局労働基準部健康安全課に置く。
- (2) 事務局は必要に応じ、関係機関及び関係団体を招集し、連絡会議を開催する。

2. 重大・死亡災害の情報について

会員事業場において、重機による死亡災害が発生しました。

宮崎労働局の発表では、県内の建設業における重機による休業4日以上労働災害が前年同期比で増加しています。特に車両系建設機械・高所作業車・移動式クレーンによる重機災害が前年同期比で増加しています。

会員各位におかれては、今一度、車両系建設機械等の重機、各種作業主任者の資格有無及び職務の遂行状況についての点検を実施して頂くとともに、経営者及び現場管理者等による安全管理の徹底をお願いします。

発 生 日 時	発生場所	死傷者	事故の種類	発 生 状 況
平成24年10月	〇〇村	死亡1	墜落・転落	橋台深礎杭(直径2.5メートル、深さ8メートル)の建設工事において、被災者は、深礎杭工事の掘削で発生した土石を鋼製のバケットに入れて、たて杭から積載型トラッククレーンでつり上げ、5トンドンプトラックの荷台に移動させたところ、当該積載型トラッククレーンが転倒し、20メートル下の崖に共に転落した。

火 薬 保 安 協 会

1. 平成24年度火薬類保安検査の実施について

平成24年12月から平成25年3月にかけて火薬類保安検査が実施されます。

火薬類製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類取締法第35条に基づき、製造施設又は火薬庫並びに保安組織及び方法について県知事が行う保安検査を受けなければなりません。

なお、本年度より、宮崎市内については、火薬類取締法の規制に関する事務が県から宮崎市に権限移譲された関係で宮崎市長が行う保安検査を受けなければなりません。

該当事業所については、特に次のことについて事前に確認されるようお願いします。

1 確認事項

① 火薬庫について

- ☐ 保安物件に変化はないか。
- ☐ 扉は二重扉で破損はないか。
- ☐ 警鳴装置は正常に作動するか。
- ☐ 火薬庫の土堤に竹や雑草が茂っていないか。
- ☐ 貯水槽の水が減っていないか。
- ☐ 貯蔵火薬類が内壁から30cm以上離されているか。
- ☐ 火薬庫壁（内壁のベニヤ板）・天井・扉の板が剥がれていないか。
- ☐ 接地抵抗が10Ωを超えていないか。
- ☐ 火薬庫外壁にひび割れはないか。
- ☐ 屋根に破損はないか。
- ☐ 換気孔・通気孔に損傷・腐食等はないか。

② 帳簿について

- ☐ 帳簿（火薬庫出納簿など）を備え、取引した火薬類の種類及び数量、取引年月日など記録されているか。

③ 保安教育について

- ☐ 保安手帳の確認（保安講習会を受講しているか）

2. 保安検査申請手続きについて

保安検査申請書を作成し、宮崎県収入証紙41,000円分を貼付して前回の保安検査証の交付を受けた日から11か月を超えない日までに県消防保安課に提出（郵送可）して下さい。

保安検査に合格すると保安検査証が交付されますが、少なくとも次年度の保安検査証が交付されるまでは保管しておくようにして下さい。

なお、本年度より、権限移譲の関係で宮崎市内に火薬庫を所有（若しくは占有する業者は宮崎市（消防局））に提出して下さい。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（10月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成24年度	598	0.3%	16,713	21.1%	2,358	0.3%	85,827	12.5%
平成23年度	596	9.4%	13,802	▲11.1%	2,350	0.7%	76,264	▲13.3%
平成22年度	545	▲16.4%	15,521	▲5.3%	2,333	▲22.5%	87,991	▲11.0%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

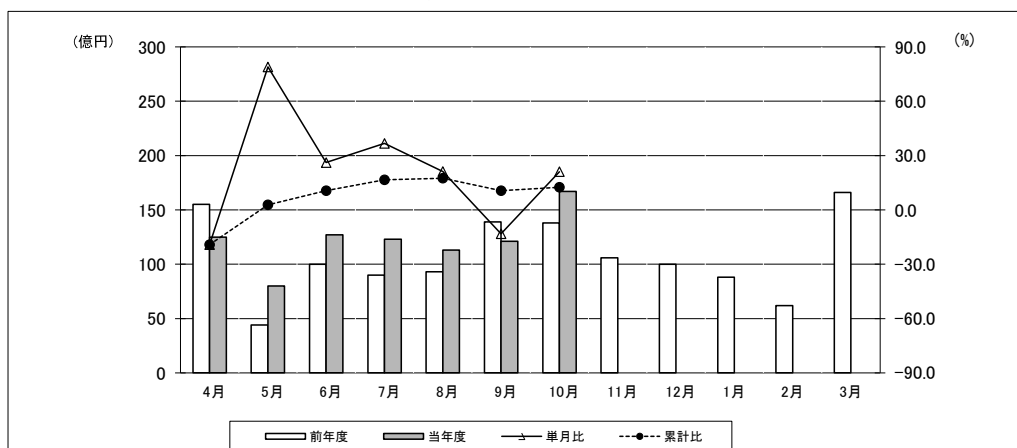
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	54	54.3%	3,845	84.9%	260	28.1%	23,572	34.2%
独立行政法人等	2	100.0%	250	1232.4%	43	38.7%	12,562	21.8%
県	239	▲11.8%	7,435	5.6%	778	▲9.3%	24,554	6.6%
市 町 村	295	3.1%	4,988	13.8%	1,247	0.7%	23,600	1.3%
そ の 他	8	166.7%	193	▲30.1%	30	50.0%	1,537	▲25.1%
計	598	0.3%	16,713	21.1%	2,358	0.3%	85,827	12.5%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	134	8.1%	5,773	43.4%	538	3.7%	20,263	18.0%
高 岡	17	21.4%	220	20.8%	74	▲17.8%	1,029	▲24.2%
西 都	38	8.6%	673	11.2%	110	2.8%	2,490	2.9%
高 鍋	33	3.1%	1,508	154.0%	136	8.8%	7,553	21.1%
日 南	39	30.0%	558	▲2.1%	149	▲5.7%	4,054	34.5%
串 間	20	▲9.1%	230	▲41.3%	92	▲1.1%	1,675	▲5.0%
都 城	53	▲25.4%	1,136	▲18.8%	290	1.8%	7,150	▲3.7%
小 林	62	▲7.5%	1,367	17.8%	248	5.1%	6,072	19.5%
日 向	73	▲8.7%	2,139	10.3%	309	0.7%	18,897	40.8%
延 岡	64	30.6%	2,371	40.0%	247	▲0.8%	13,590	▲11.3%
西 臼 杵	65	▲9.7%	733	▲40.7%	165	▲8.8%	3,049	0.2%
計	598	0.3%	16,713	21.1%	2,358	0.3%	85,827	12.5%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前払金制度のご案内

～年末年始の資金繰りに
一括現金扱の中間前払金をご活用下さい～

中間前払金とは当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。
工期が2分の1を経過し、出来高が50%以上になったときに請求することができます。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。
中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成24年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成24年10月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
国土交通省	1	16,359	<	<
国立大学法人	4	2,579,850	100.0%	5.0%
宮崎県	75	4,190,392	▲11.8%	1.3%
宮崎市	15	793,523	▲42.3%	▲16.4%
都城市	6	150,212	▲40.0%	▲76.0%
延岡市	19	532,248	26.7%	97.9%
小林市	1	24,570	▲66.7%	▲17.2%
串間市	1	23,761	<	<
美郷町	2	53,025	100.0%	81.1%
その他	2	81,858	<	▲18.4%
計	126	8,445,800	▲12.5%	▲2.0%

●問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店
電話 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167
URL <http://www.wjcs.net/>

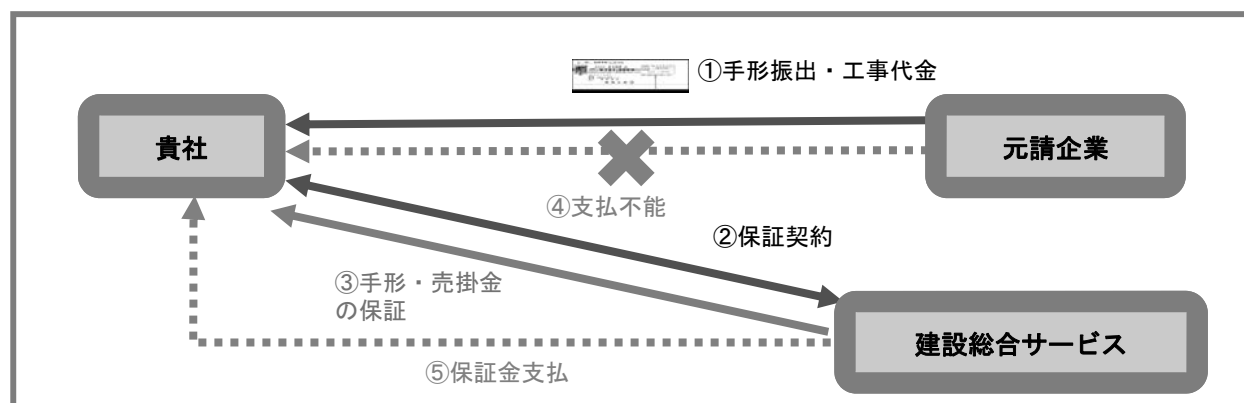
3. 保証ファクタリングのご案内

- ・取引先との工事代金債権等でお悩みの方へ
焦付防止・連鎖倒産防止にご活用下さい。
- ・年末、年度末の資金繰りに是非ご利用下さい。

○ 本制度は、平成22年3月に国土交通省が下請建設企業、資材販売企業の経営安定や連鎖倒産防止を目的に創設された債権保証事業です。

○ 元請建設企業の倒産等で、保有する債権が支払われない場合に備え、ファクタリング会社が当該債権を保証します。

※当事業の実施期間は平成25年3月31日までとなります。



<制度のメリット>

1. お支払いいただく保証料に国から助成金が支出されるため、低額でご利用いただけます。
2. お取引先に知られることなく、安心して債権保証が図られます。
3. 約束手形1枚ごと、売掛債権1件ごとに申込いただけます。
4. 一次下請に限らず、二次・三次下請の場合でも利用できます。
5. 手形保証の場合、ご希望により手形割引にも対応します。

※お取引には各種条件がございますので、詳細は下記までお問合せ下さい。

●お問合せ先：(株)建設総合サービス（西日本建設業保証(株)100%出資会社）
金融事業部（貸金業登録大阪府知事(2)第12785号）
電話 06-6543-2843 URL <http://www.wingbeat.net>

書籍等のご案内

平成24年11月から建設業許可・更新等申請時に健康保険等の加入状況を記載した書面の提出が必要となりました！

新規・更新・追加・変更等

改訂21版 建設業の許可の手びき

編著 ● 建設業許可行政研究会

A 5 判・定価2,520円(本体2,400円)・図書コード3090・送料実費

●建設業の許可の要否、許可の種類、許可の申請手続、記載要領など申請実務手続きについて平易・簡潔にわかりやすく手びきする定本の最新版！

改訂のポイント

- 建設業者が建設工事の現場に掲げる標識(様式第29号)の改正
- 民法改正に伴う誓約書(様式第6号)、許可申請者の略歴書(様式第12号)の改正
- 許可申請書の添付書類に保険の加入状況の確認書類として「健康保険の加入状況を記載した書面」を追加

目次(抄)

第Ⅰ部 建設業の許可のあらまし

- 1 建設業を営むには許可が必要
- 2 建設業許可制度の概要について
- 3 許可を受けるための要件について
基準①経営業務の管理責任者としての経験を有する者を有していること
基準②各営業所に技術者を専任で配置していること
基準③請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと
基準④請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
基準⑤過去において一定の法令の規定等に違反した者等でないこと
- 4 許可を受けるための手続について
1 法定書類
2 確認書類
3 申請手数料について
4 申請書類の提出先について
5 申請から許可等の処分がなされるまでに要する期間について
6 申請の取下げ手続について
7 審査結果の通知について
- 5 建設業許可業者に課せられる義務について
1 許可行政庁への届出義務について
2 標識の掲示、帳簿の備え付け・保存及び営業に関する図書の保存義務について
3 契約締結に関する義務について
4 工事現場における施工体制等に関する義務について
5 下請代金の支払いに関する義務について
- 6 建設業法施行規則の改正による様式等の変更のポイント

第Ⅱ部 記載例と記載要領

- 1 申請書類の記入上の一般的注意義務について
- 2 許可申請に必要な書類について
- 3 許可後の届出に必要な書類について
- 4 記載例と記載方法

参考法令

- 建設業法(昭和24・5・24法律第100号)〔抄〕
- 建設業法施行令〔昭和31・8・29政令第273号〕〔抄〕
- 建設業法施行規則(昭和24・7・28建設省令第14号)〔抄〕
- 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件〔昭和47・3・8建設省告示第351号〕
- 建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件〔平成17・12・16国土交通省告示第1424号〕
- 建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件〔昭和63・6・6建設省告示第1317号〕
- 建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件〔昭和57・10・12建設省告示第1660号〕
- 建設業許可事務ガイドラインについて〔平成13・4・3国総建第97号〕
- 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について〔平成13・4・3国総建第99号〕



株式会社 大成出版社
http://www.taisei-shuppan.co.jp/

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03(3321)4131 FAX 03(3325)1888
★弊社ホームページでもご注文いただけます。

●大成出版社の建設関係新刊図書のご案内およびご注文受付のお知らせ

改訂3版 建設リサイクル法の解説

編著◆建設リサイクル法研究会 A5判 定価2,940円(税込)のところ協会員特価2,646円(税込)

★建設リサイクル法の各条文に施行令、施行規則、解体工事業登録等省令、分別解体等省令、Q & Aを併せて収録して、わかりやすく解説！

条文ごとにその趣旨や内容のポイントを記述、用語の定義や対象建設工事の考え方、書面の記載内容などの関連するQ & Aもまじえて詳しく解説。

改訂版建設リサイクル実務Q & A

編著◆建設副産物リサイクル広報推進会議 A5判 定価2,940円(税込)のところ

協会員特価2,646円(税込)

★建設リサイクル法の内容や改正廃棄物処理法の内容、そして現場で直面する問題を、工事の段階ごとに体系化して分類・整理しました。

Q & A方式でそれぞれの疑問点に答えます！

改訂版Q & A 100で学ぶ建設工事の安全衛生管理

著者◆建設工事安全技術研究会 A5判 400頁 定価3,885円(税込)のところ

協会員特価3,496円(税込)

★「地震や津波の被害を受けた建築物等の解体時の安全対策」や「徐染特別地域等における放射線障害の防止対策」などに対応したQ & Aも新規書き下ろし！！建設工事関係者に欠かすことの出来ない安全衛生管理の知識をQ & A形式で解説！！

労働安全衛生法の計画届A to Z

編著◆村木 宏吉 A5判 184頁 定価1,890円(税込)のところ協会員特価1,701円(税込)

★「地震や津波の被害を受けた建築物等の解体時の安全対策」や「徐染特別地域等における放射線障害の防止対策」などに対応したQ & Aも新規書き下ろし！！建設工事関係者に欠かすことの出来ない安全衛生管理の知識をQ & A形式で解説！！

建設産業の再生と発展のための方策2012

編著◆建設産業研究会 A5判 定価1,680円(税込)のところ協会員特価1,512円(税込)

★平成24年7月に発表された「建設産業の再生と発展のための方策2012」を完全収録！！

建設業の紛争と判例・仲裁判断事例ー建設業紛争100選ー

編集発行◆公益財団法人建設業適正取引推進機構 A5判 定価4,200円(税込)のところ

協会員特価3,780円(税込)

★建設業に関する判例・仲裁判断事例を体系的に整理し、100事例を精選して、それぞれの事件について、事案概要を図式化してわかりやすく説明し、裁判所(審査会)の判断と判決(仲裁)の意義までをまとめた関係者必携の図書！



申 込 書

コード	図 書 名	協会員特価	部 数
3090 新刊	改訂21版 建設業の許可の手びき A5判・定価2,520円	2,268円	部
3016 新刊	改訂3版 建設リサイクル法の解説 A5判・定価2,940円	2,646円	部
3052 新刊	改訂版 建設リサイクル実務Q&A A5判・定価2,940円	2,646円	部
3068 新刊	改訂版 Q&A100 で学ぶ建設工事の安全衛生管理 A5判・定価3,885円	3,496円	部
3053 新刊	労働安全衛生法の計画届 A to Z A5判・定価1,890円	1,701円	部
3071 新刊	建設産業の再生と発展のための方策2012 A5判・定価1,680円	1,512円	部
3060 新刊	建設業の紛争と判例・仲裁判断事例 A5判・定価4,200円	3,780円	部

※ 送料実費。ただし、ご注文額合計5,000円以上の場合は送料サービス。(消費税込)

平成24年 月 日

〒 -

所在地

会社名 部課名

発行元(大成出版社)の新刊等メールマガジンをご希望方はアドレスをご記入ください。

担当者名 E-mail

TEL FAX

ご記入いただいた個人情報は、個人情報保護法を下に弊社の営業活動に限って利用いたします。(7208019)

<申込先> 株式会社 大成出版社 営業管理部(担当中倉)

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11

TEL 03-3321-4002/FAX 03-3325-1888

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

労災上乗せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>